



発行 新潟県

号外 5
平成29年 3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

企業局訓令

- 1 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正 (企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1799 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1800 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1801 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1802 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1803 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1804 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1805 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 12-90 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

人事委員会告示

- 2 県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等 (人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 3 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)

教育委員会訓令

- 1 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正 (教育庁総務課)
- 2 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正 (福利課)

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（課、室、係及び班の設置） 第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。 総務課 （略） 施設課 電機施設班 土木施設班 <u>建設室</u> 企業誘致推進課	（課、室、係及び班の設置） 第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。 総務課 （略） 施設課 電機施設班 土木施設班 <u>建設班</u> 企業誘致推進課

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課内室長の専決事項）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、課内室長は、前2条に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、課内室長が長期にわたり不在のとき、又は課内室長及び第11条の2の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、課長は、当該課内室長が専決する事項（以下この項において「室長専決事項」という。）について専決するものとする。ただし、課内室長が長期にわたり不在の場合において、課長が室長専決事項を専決する者として事務職員の課長補佐を指定したときは、当該課長補佐は、室長専決事項について専決するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（課長補佐の共通専決事項）</p> <p>第6条の3 （略）</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、課長補佐は、<u>第5条及び第6条</u>に規定する課長専決事項のうち当該課長の指定する事項について専決するものとする。</u></p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（課内室長の専決事項）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、課内室長が長期にわたり不在のとき、又は課内室長及び第11条の2の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、課長は、当該課内室長が専決する事項（以下この項において「室長専決事項」という。）について専決するものとする。ただし、課内室長が長期にわたり不在の場合において、課長が室長専決事項を専決する者として事務職員の課長補佐を指定したときは、当該課長補佐は、室長専決事項について専決するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（課長補佐の共通専決事項）</p> <p>第6条の3 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課長補佐は、<u>前2条</u>に規定する課長専決事項のうち当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>3 （略）</p>

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1799号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（医療職給料表（二））</p> <p>第4条 医療職給料表（二）は、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、若草寮、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所、特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">（福祉職給料表）</p> <p>第7条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">（医療職給料表（二））</p> <p>第4条 医療職給料表（二）は、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、コロニーにいがた白岩の里、<u>新星学園</u>、はまぐみ小児療育センター、若草寮、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所、特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">（福祉職給料表）</p> <p>第7条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新星学園</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1800号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料の調整額に関する規則(規則第6-48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表(第2条関係)			別表第1 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)			(略)		
小学校、中学校及び義務教育学校	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 (略)	1	小学校及び中学校	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 (略)	1
備考 (略)			備考 (略)		

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表(第2条関係)			別表第1 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)			(略)		
コロニーにいがた白岩の里	(略) 7~9 (略)	1	コロニーにいがた白岩の里	(略) 7~9 (略)	1
(略)			新星学園	1 指導課に勤務する課長、副参事、寮長、副寮長、主査、主任及び児童指導員 2 園長 3 主任准看護師、看護師及び准看護師 4 委員会が別に定める職員	4 2 1
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1801号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動後号等」という。)に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動号等」という。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第30条 条例第34条第1項の人事委員会規則で定めるものは、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げる職務とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 義務教育学校</u></p> <p>ア <u>教務主任</u></p> <p>イ <u>3学級以上の学年に置かれる学年主任</u></p> <p>ウ <u>3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事</u></p> <p>エ <u>6学級以上の学校に置かれる研究主任、生活指導主任又は進路指導主事</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(併給禁止)</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>に勤務する職員</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>2 (略)</p>	(略)	(略)	中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> に勤務する職員	(略)	<p style="text-align: center;">(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第30条 条例第34条第1項の人事委員会規則で定めるものは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げる職務とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(併給禁止)</p> <p>第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>小学校又は<u>中学校</u>に勤務する職員</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>2 (略)</p>	(略)	(略)	中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)	小学校又は <u>中学校</u> に勤務する職員	(略)
(略)	(略)												
中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)												
小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> に勤務する職員	(略)												
(略)	(略)												
中央児童相談所又は女性福祉相談所に勤務する職員	(略)												
小学校又は <u>中学校</u> に勤務する職員	(略)												

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(災害応急作業手当)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(夜間看護手当)</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(航空業務手当)</p> <p>第32条 条例第38条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(遭難救助等作業手当)</p> <p>第34条 条例第40条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(災害応急作業手当)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>防災局放射能対策課</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(夜間看護手当)</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>新星学園</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(航空業務手当)</p> <p>第32条 条例第38条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>防災局放射能対策課</u></p> <p style="text-align: center;">(遭難救助等作業手当)</p> <p>第34条 条例第40条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>防災局放射能対策課</u></p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1802号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略) 上 越 市	(略) (略) 高田高等学校安塚分校	1 級地	(略) 上 越 市	(略) (略) 高田高等学校安塚分校 <u>安塚高等学校</u>	1 級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略) 佐 渡 市	(略) (略) 中央福祉相談センター佐渡駐在所	2 級地	(略) 佐 渡 市	(略) (略) 中央福祉相談センター佐渡駐在所 <u>新星学園</u>	2 級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1803号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 60%;">学 校</th> <th style="width: 20%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>(略) 山古志小学校</td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十日町市</td> <td>(略) 飛渡第一小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐渡市</td> <td>(略) 河崎小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係） 準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 80%;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td><u>小国小学校</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td>(略) 安塚小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第3条関係） 特別地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 80%;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>東谷小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	学 校	級別区分	長岡市	(略) 山古志小学校	1級地	(略)	(略)		十日町市	(略) 飛渡第一小学校		(略)	(略)		佐渡市	(略) 河崎小学校		(略)	(略)		(略)	(略)		所在地	学 校	長岡市	<u>小国小学校</u>	(略)	(略)	上越市	(略) 安塚小学校	(略)	(略)	所在地	学 校	長岡市	東谷小学校	(略)	(略)	<p>別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 60%;">学 校</th> <th style="width: 20%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>(略) 山古志小学校 <u>上小国小学校</u></td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十日町市</td> <td>(略) 飛渡第一小学校 <u>倉俣小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐渡市</td> <td>(略) <u>両尾小学校</u> 河崎小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係） 準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 80%;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td><u>渋海小学校</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td>(略) 安塚小学校 <u>中保倉小学校</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第3条関係） 特別地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 80%;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>東谷小学校 <u>下小国小学校</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	学 校	級別区分	長岡市	(略) 山古志小学校 <u>上小国小学校</u>	1級地	(略)	(略)		十日町市	(略) 飛渡第一小学校 <u>倉俣小学校</u>		(略)	(略)		佐渡市	(略) <u>両尾小学校</u> 河崎小学校		(略)	(略)		(略)	(略)		所在地	学 校	長岡市	<u>渋海小学校</u>	(略)	(略)	上越市	(略) 安塚小学校 <u>中保倉小学校</u>	(略)	(略)	所在地	学 校	長岡市	東谷小学校 <u>下小国小学校</u>	(略)	(略)
所在地	学 校	級別区分																																																																															
長岡市	(略) 山古志小学校	1級地																																																																															
(略)	(略)																																																																																
十日町市	(略) 飛渡第一小学校																																																																																
(略)	(略)																																																																																
佐渡市	(略) 河崎小学校																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
所在地	学 校																																																																																
長岡市	<u>小国小学校</u>																																																																																
(略)	(略)																																																																																
上越市	(略) 安塚小学校																																																																																
(略)	(略)																																																																																
所在地	学 校																																																																																
長岡市	東谷小学校																																																																																
(略)	(略)																																																																																
所在地	学 校	級別区分																																																																															
長岡市	(略) 山古志小学校 <u>上小国小学校</u>	1級地																																																																															
(略)	(略)																																																																																
十日町市	(略) 飛渡第一小学校 <u>倉俣小学校</u>																																																																																
(略)	(略)																																																																																
佐渡市	(略) <u>両尾小学校</u> 河崎小学校																																																																																
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
所在地	学 校																																																																																
長岡市	<u>渋海小学校</u>																																																																																
(略)	(略)																																																																																
上越市	(略) 安塚小学校 <u>中保倉小学校</u>																																																																																
(略)	(略)																																																																																
所在地	学 校																																																																																
長岡市	東谷小学校 <u>下小国小学校</u>																																																																																
(略)	(略)																																																																																

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1804号

管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
人事委員会の事務局	事務局	(略)	人事委員会の事務局	事務局	(略)
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	(略)		高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校、中学校及び幼稚園	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
1~3 (略)			1~3 (略)		
4 教育職給料表(三)			4 教育職給料表(三)		
職務の級	区分	管理職手当額	職務の級	区分	管理職手当額
4 級	(略)		4 級	(略)	
	6 種	53,200円(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、62,000円)		6 種	53,200円(高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、62,000円)
(略)			(略)		

<p>5～9 (略) 備考 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係) 1～3 (略) 4 教育職給料表 (三)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 種</td> <td>49,800円 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～9 (略) 備考 (略)</p>	職務の級	区 分	管理職手当額	4 級	(略)		6 種	49,800円 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)	(略)			<p>5～9 (略) 備考 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係) 1～3 (略) 4 教育職給料表 (三)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 種</td> <td>49,800円 (高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～9 (略) 備考 (略)</p>	職務の級	区 分	管理職手当額	4 級	(略)		6 種	49,800円 (高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)	(略)		
職務の級	区 分	管理職手当額																					
4 級	(略)																						
	6 種	49,800円 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)																					
(略)																							
職務の級	区 分	管理職手当額																					
4 級	(略)																						
	6 種	49,800円 (高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)																					
(略)																							

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)		知事の 事務部 局	本庁	(略)	
		(略)	4 種			(略)	4 種
		<u>行政改革・評価室長</u>				<u>行政改革推進室長</u>	
		(略)				<u>政策評価室長</u>	
(略)		(略)		(略)		(略)	
コロニ ーにい がた白 岩の里	(略)	次長	5 種	コロニ ーにい がた白 岩の里	(略)	次長	5 種
		部長				部長	
		企画相談室長				企画相談室長	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
警察	本部	(略)	3 種	警察	本部	(略)	3 種
		<u>警察学校長</u> <u>組織犯罪対策本部</u>				警察学校長	

		長	5種		
		(略)			
		(略)			
		(略) 少年サポートセンター長 <u>職質指導警ら隊長</u> (略)			
(略)				(略)	
(略)				(略)	
備考 (略)				備考 (略)	

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1805号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所在地	公署及び学校等	区 域		所在地	公署及び学校等	区 域	
(略)	(略)			(略)	(略)		
新発田市	(略) 新発田農業高等学校長 峰農場 <u>新発田竹俣特別支援学 校</u> (略)	新発田市		新発田市	(略) 新発田農業高等学校長 峰農場 <u>村上特別支援学校いじ みの分校竹俣校</u> (略)	新発田市	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-90号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	(略) (知事政策局行政改革・ 評価室関係) 政策企画員 (略)		知事部局	(略) (知事政策局行政改革推 進室関係) 政策企画員 (略)
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以 外の機 関	(略)	
	コロニーに いがた白岩 の里	所長 次長 管理部長 総務課長		コロニーに いがた白岩 の里	所長 次長 管理部長 総務課長
	(略)			新屋学園	園長 次長
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第 2 号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第 1 に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、平成29年 4 月 1 日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第 1 の号別等（平成28年 8 月新潟県人事委員会告示第 2 号）は、平成29年 3 月31日限り廃止する。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第 1 の号別等

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 4 章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所について、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第 1 に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第 5 項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第 1 に掲げる事業に該当するもの

名 称

労働基準法
別表第 1 号別

新潟県立歴史博物館

第12号

新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	〃
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同 各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 各農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県立青少年研修センター	〃
新潟県少年自然の家	〃
新潟県立近代美術館	〃
同 万代島美術館	〃
新潟県立文書館	〃
新潟県立阿賀黎明中学校	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟盲学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立幼稚園	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁（交通事故相談所を含む。）	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	
新潟県人事委員会事務局	
新潟県監査委員事務局	
新潟県労働委員会事務局	
各新潟県海区漁業調整委員会事務局	
新潟県教育庁本庁	
新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）	
新潟県警察本部各隊	
新潟県警察本部運転免許センター	
各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）	
各新潟県地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター	
各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所	
新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課	

新潟県新発田地域振興局地域整備部奥胎内分所
 新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課を除く。）
 新潟県新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター
 新潟県新潟地域振興局地域整備部
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部
 新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
 新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課
 新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課
 新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課
 新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所
 新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
 新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
 新潟県東京事務所
 新潟県消費生活センター
 新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里
 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮を含む。）
 各新潟県食肉衛生検査センター
 新潟県計量検定所
 新潟県大阪事務所
 新潟県病虫害防除所
 各新潟県家畜保健衛生所
 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
 新潟県流域下水道事務所
 各新潟県教育庁教育事務所
 各新潟県警察署

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名 称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場	第1号
新潟県佐渡トキ保護センター	第7号
新潟県妙法育成牧場	〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター	第13号
各新潟県地域振興局健康福祉環境部（児童・障害者相談センターを除く。）	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部（地区センターを除く。）	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃
新潟県コロニーにいがた白岩の里	〃
新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県若草寮	〃
新潟県新潟学園	〃
新潟県立新潟盲学校寄宿舎	〃
各新潟県立聾学校寄宿舎	〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義務教育課 助成係 管理企画係 管理第1係 管理第2係 指導第1係 指導第2係 <u>問題行動等対策・人権教育班</u> 特別支援教育推進室</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 <u>いじめ対策生徒指導支援室</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法</u>（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）<u>第1条</u>に規定する職員（以下「教職員」という。）並びに教育庁等の職員の給与に関する事項</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 給与負担法第1条に規定する経費の予算及び決算に関する事項</p> <p>(17)～(24) (略)</p> <p>財務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>中等教育学校</u>、<u>特別支援学校</u>及び<u>幼稚園の施設及び設備の助成</u>（義務教育課及び保</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義務教育課 助成係 管理企画係 管理第1係 管理第2係 指導第1係 指導第2係 <u>いじめ等対策・人権教育班</u> 特別支援教育推進室</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 <u>青少年相談支援班</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>教育庁等の職員、公立小・中学校、県立高等学校、公立中等教育学校</u>（市町村立中等教育学校の後期課程を除く。）、<u>公立特別支援学校</u>及び<u>県立幼稚園の教職員並びに市町村立学校職員給与負担法</u>（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）<u>第2条</u>に規定する<u>教員</u>の給与に関する事項</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 給与負担法第1条及び<u>第2条</u>に規定する経費の予算及び決算に関する事項</p> <p>(17)～(24) (略)</p> <p>財務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、高等学校、<u>特別支援学校</u>及び<u>幼稚園の施設及び設備の助成</u>（義務教育課及び保健体育課の分掌事務を除く。）に</p>

<p>健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項 (4)～(6) (略) 福利課 (1) <u>教育庁等の職員及び教職員の福利厚生事業に関する事項</u></p> <p>(2)～(5) (略) (6) <u>教育庁等の職員及び教職員の住宅に関する事項</u></p> <p>(7)・(8) (略) 義務教育課 (1) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校、公立特別支援学校並びに県立幼稚園の教職員(県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教職員(県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の研修(保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項</u></p> <p>(3) (略) (4) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項</u></p> <p>(5) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の学級編制に関する事項</u></p> <p>(6)～(8)の2 (略) (9) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導及び助成に関する事項</u></p> <p>(10) (略) (11) <u>市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教科書その他の教材の取扱いに関する事項(前号に係るものを除く。)</u></p> <p>(12)～(14) (略) 高等学校教育課 (1) <u>県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</u></p> <p>(2) <u>県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修(保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項</u></p>	<p>に関する事項 (4)～(6) (略) 福利課 (1) <u>県立学校の教育及び教員以外の職員並びに給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(以下本条中「教職員」という。)並びに教育庁等の職員の福利厚生事業に関する事項</u></p> <p>(2)～(5) (略) (6) <u>教育庁等の教員及び教職員の住宅に関する事項</u></p> <p>(7)・(8) (略) 義務教育課 (1) <u>市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び県立幼稚園の教職員(県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。次号及び第13条第1項、第2項及び第3項に規定する学校支援第1課の部第1号において同じ。)の定数の決定、任命、その他の人事に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び公立幼稚園の教職員の研修(保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項</u></p> <p>(3) (略) (4) <u>市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び公立幼稚園の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項</u></p> <p>(5) <u>市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び公立幼稚園の学級編制に関する事項</u></p> <p>(6)～(8)の2 (略) (9) <u>市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び公立幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導及び助成に関する事項</u></p> <p>(10) (略) (11) <u>市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び公立幼稚園の教科書その他の教材の取扱いに関する事項(前号に係るものを除く。)</u></p> <p>(12)～(14) (略) 高等学校教育課 (1) <u>県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員並びに給与負担法第2条に規定する教員の定数の決定、任命、その他の人事に関する事項</u></p> <p>(2) <u>県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員並びに給与負担法第2条に規定する教員の研修(保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項</u></p>
---	--

(3) (略)

(4) 県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項

(5) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項

(6)～(8) (略)

(9) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事項

(10)～(12) (略)

(13) 県教育奨学金に関する事項

(14)・(15) (略)

(16) 他課の所管に属しない学校教育の専門的事項の指導及び争訟事務に関する事項

(17) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属しない事項
生涯学習推進課～保健体育課 (略)

(組織)

第12条 教育事務所に次の課及び係を置く。

(1) (略)

(2) 中越教育事務所
(略)

(3) 下越教育事務所
総務課
庶務係 給与係
学校支援第1課
学校支援第2課
社会教育課

(分掌事務)

第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課

(1)～(6) (略)

(7) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び児童手当に関する事項

(8) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する事項

(9)～(11) (略)
学校支援第1課

(1) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立特別支援学校の教職員(県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の人事(新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条に規定する職員の任免に

(3) (略)

(4) 県立中学校、公立高等学校、公立中等教育学校、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項

(5) 県立中学校、公立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項

(6)～(8) (略)

(9) 県立中学校、公立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事項

(10)～(12) (略)

(13) 県教育奨学金の貸与及び返還に関する事項

(14)・(15) (略)

(16) 他課の所管に属しない争訟事務に関する事項

(17) 県立中学校、公立高等学校及び県立中等教育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属しない事項
生涯学習推進課～保健体育課 (略)

(組織)

第12条 教育事務所に次の課及び係を置く。

(1) (略)

(2) 中越及び下越の各教育事務所
(略)

(分掌事務)

第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課

(1)～(6) (略)

(7) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び児童手当に関する事項

(8) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する事項

(9)～(11) (略)
学校支援第1課

(1) 市町村立小・中学校及び公立特別支援学校の教職員の人事(新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条に規定する職員の任免に関する事項を除く。)に関する事項

<p>関する事項を除く。)に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数の配当に関する事項</p> <p>(4) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項</p> <p>(5) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の教職員の公務災害補償に関する事項</p> <p>学校支援第2課</p> <p>(1) 市町村立の小学校、中学校及び<u>義務教育学校</u>並びに公立の特別支援学校及び幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校及び<u>義務教育学校</u>並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教員の研修に関する事項</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 市町村立幼稚園の設置、廃止並びに位置及び園名の変更に関する事項</p> <p>社会教育課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び児童手当に関する事項</p> <p>(9) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する事項</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>学校支援第1課～社会教育課 (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第19条 本庁、出先機関及び教育機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。</p> <p>事務職員及び技術職員をもつてあてる職</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 保健師</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数の配当に関する事項</p> <p>(4) 市町村立小・中学校及び市町村立特別支援学校の設置、廃止並びに位置、校名の変更に関する事項</p> <p>(5) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の公務災害補償に関する事項</p> <p>学校支援第2課</p> <p>(1) <u>公立幼稚園、市町村立小・中学校及び公立特別支援学校</u>における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>公立幼稚園、市町村立小・中学校及び公立特別支援学校</u>の教員研修に関する事項</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 市町村立幼稚園の設置、廃止並びに位置、園名の変更に関する事項</p> <p>社会教育課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市町村立の小学校、中学校、<u>高等学校</u>及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び児童手当に関する事項</p> <p>(9) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する事項</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>学校支援第1課～社会教育課 (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第19条 本庁、出先機関及び教育機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。</p> <p>事務職員及び技術職員をもつてあてる職</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>
--	--

(8) (略)	(7) (略)
(9) (略)	(8) (略)
用員をもつてあてる職	用員をもつてあてる職
(1) <u>技術員</u>	(1) <u>技能員</u>
(2) (略)	(2) (略)

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2 （第36条、第36条の2関係）			別表第2 （第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>75</u>	(略)	(略)	75	新潟県立安塚高等学校	安高
<u>76</u>	(略)	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
<u>77</u>	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
<u>78</u>	(略)	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
<u>79</u>	(略)	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)
<u>80</u>	(略)	(略)	<u>80</u>	(略)	(略)
<u>81</u>	(略)	(略)	<u>81</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>82</u>	(略)	(略)
特7	新潟県立村上特別支援学校	村特	(略)	(略)	(略)
特8	新潟県立新発田竹俣特別支援学校	芝特	特7	新潟県立村上特別支援学校	村特
<u>特9</u>	(略)	(略)	特8	(略)	(略)
<u>特10</u>	(略)	(略)	特9	(略)	(略)
<u>特11</u>	(略)	(略)	特10	(略)	(略)
<u>特12</u>	(略)	(略)	特11	(略)	(略)
<u>特13</u>	(略)	(略)	特12	(略)	(略)
<u>特14</u>	(略)	(略)	特13	(略)	(略)
<u>特15</u>	(略)	(略)	特14	(略)	(略)
<u>特16</u>	(略)	(略)	特15	(略)	(略)
<u>特17</u>	(略)	(略)	特16	(略)	(略)
<u>特18</u>	(略)	(略)	特17	(略)	(略)
<u>特19</u>	(略)	(略)	特18	(略)	(略)
<u>特20</u>	(略)	(略)	特19	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前																																
別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校			別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>佐渡高等学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新発田竹俣特別支援学校</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>（分校）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	佐渡高等学校（分校）			<u>新発田竹俣特別支援学校</u>			<u>（分校）</u>			(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>佐渡高等学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	佐渡高等学校（分校）			(略)				
学校の名称	増員数	増員内訳																																	
(略)	(略)	(略)																																	
佐渡高等学校（分校）																																			
<u>新発田竹俣特別支援学校</u>																																			
<u>（分校）</u>																																			
(略)																																			
学校の名称	増員数	増員内訳																																	
(略)	(略)	(略)																																	
佐渡高等学校（分校）																																			
(略)																																			
2・3 (略)			2・3 (略)																																
4 寄宿舎及び給食調理場を有する学校			4 寄宿舎及び給食調理場を有する学校																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟聾学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>村上特別支援学校</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	新潟聾学校			<u>村上特別支援学校</u>			(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟聾学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	新潟聾学校			(略)							
学校の名称	増員数	増員内訳																																	
(略)	(略)	(略)																																	
新潟聾学校																																			
<u>村上特別支援学校</u>																																			
(略)																																			
学校の名称	増員数	増員内訳																																	
(略)	(略)	(略)																																	
新潟聾学校																																			
(略)																																			
5 分校、寄宿舎及び給食調理場を有する学校			5 分校、寄宿舎及び給食調理場を有する学校																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡聾学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	長岡聾学校	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡聾学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>村上特別支援学校</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	長岡聾学校	(略)	(略)	<u>村上特別支援学校</u>																			
学校の名称	増員数	増員内訳																																	
長岡聾学校	(略)	(略)																																	
学校の名称	増員数	増員内訳																																	
長岡聾学校	(略)	(略)																																	
<u>村上特別支援学校</u>																																			